

鳥栖市パブリック・コメント手続

(市民意見公募手続)

実施要綱の解説

平成19年4月1日

鳥栖市市民生活部市民協働推進課

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、併せて本市における行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

1. 目的

市民協働のまちづくりを進める上で、市の政策等について積極的に説明する機会を設け、それについて様々な意見をいただき、市民と行政の協働により政策等を考えていくという新しい視点での取り組みが必要となっています。政策立案過程において市民が参画することは、市政への関心を高め、市民と行政の良好な信頼関係を築いていくこととなります。このように、公正で透明性の高い行政運営を行うことにより、市民協働のまちづくりを推進することに努めることを目的としています。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案を市民等に公表し、市民等の意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公営企業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有するもののほか、パブリック・コメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有するものをいう。

1. パブリック・コメント制度（市民意見公募制度）

この制度は、市が基本的な計画や条例などを策定する際に、市民にその案を決定前の段階で公表し、広く意見等を提出できる機会を設け、提出された意見等を参考に意思決定を行うとともに、市民からの意見とその意見に対する市の考え方を公表する一連の制度です。

国においては、平成11年3月「規則の制定又は改廃に係る意見提出手続（パブリックコメント手続）」を閣議決定し、同年4月より「国民意見提出制度」として全省庁で実施しています。

佐賀県においては、佐賀県、嬉野市、佐賀市、伊万里市、武雄市、唐津市で実施しています。

2. 実施機関

パブリック・コメント制度を実施する主体を「実施機関」として明確にします。

市長（市長部局）だけでなく、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、公営企業管理者（水道事業）もこの制度の実施機関として位置付けします。議会については、行政の執行機関ではなく、「議決」という権能を通じて条例制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能有する機関であることから除外していません。また、固定資産評価審査委員会においても、審査機関であり執行機関でないことから除外しました。

3. 市民等

一般的に「市民」とは居住者を指しますが、この要綱では広範な人々を「市民等」として位置付けております。パブリック・コメントの対象となる政策等の中には、市民だけではなく市内で日常的に活動を行う市外からの通勤者や通学者、さらには市内に事業所を置く法人、その他政策等に利害関係を持つ人（法人）などに影響を与える場合があるからです。

（対象）

第3条 パブリック・コメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想、総合計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画の策定案又は改廃案
- (2) 基本方針等を内容とする条例の制定案又は改廃案
- (3) 広く市民一般の権利又は義務に関する定めをする条例（公の施設の管理、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定案又は改廃案
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリック・コメント手続を適用しないことができる。

- (1) 法令等により、市民等の意見を聴取することが定められているとき。
- (2) パブリック・コメント手続とは別に公聴会の開催等市民等の意見等を反映する適切な方策を講じて策定するとき。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案を議会に提出するとき。
- (4) 実施機関の裁量の余地がほとんどないと認められるとき。
- (5) 対象事案の決定が迅速又は緊急を要するとき、又は軽微な変更をするとき。

（対象）

1. 基本構想、総合計画、その他基本的な方針及び計画等

市の総合計画の基本構想・基本計画、さらには環境や福祉、健康、都市計画などといった行政分野ごとの基本的な行政計画などを想定しています。また、計画に類

似した将来構想や長期ビジョンなども含みます。

- ・地域防災計画、国民保護計画
- ・総合計画、地域情報化計画、電子自治体推進計画
- ・男女共同参画行動計画、鳥栖市の医療費の適正化に向けた指針、市民協働指針
- ・障害者福祉計画、老人保健福祉計画、地域福祉計画、次世代育成支援地域行動計画、うららトス21プラン
- ・中心市街地活性化基本計画、環境基本計画、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画、農業振興地域整備計画、森林整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、地産地消推進計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・教育の基本方針
- ・水道事業中期財政プラン、水道経営改革プラン など

2. 基本方針等を内容とする条例

現在の市条例の内、上位法に基づき制定されたもの、行政組織の内部手続きを定めたものを除き、市の将来ビジョンや理念を示したものや、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」、「行政手続条例」のように市政を推進する上で、共通の制度を定めたもの、「環境基本条例」のように行政の各分野の政策的な方向性を示した条例などとなります。

- ・情報公開条例、行政手続条例、個人情報保護条例、環境基本条例 など

3. 市民の権利・義務に関する条例(公の施設の管理、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)

市民に義務を課したり、権利を制限したりする場合は地方自治法の規定により条例制定が義務付けられています。これらは一般的に「規制条例」といわれるものであり、許認可や規制・罰則などの規定を設ける条例を対象とします。

- ・あき地等の環境保全に関する条例 など

ただし、公共施設の利用料金を規定した「施設設置条例」や手数料の金額を規定した「手数料条例」地方税法に基づき市税の賦課金額等を規定した「市税条例」などは、法改正や軽微な金額改定のたびに煩雑な事務処理を伴うことから、金銭徴収に関するものは基本的に対象としません。

4. その他実施機関が必要と認めるもの

上記以外に、パブリック・コメント制度の趣旨を理解し、実施機関が必要と認めるもので

- ・市民生活等に重大な影響を与える条例、規則、要綱、指針等
- ・大規模な公共事業や公共施設の基本計画
- ・市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言

等に該当する場合はこの制度の対象として考えております。

(適用除外)

1. 法令等で市民等の意見聴取を規定

既に法令等でパブリック・コメントに類似した制度が設けてある場合は、法令等の規定により意見聴取を行えば適応除外といたします。

2. 公聴会の開催等市民等の意見等を反映する適切な方策を講じた施策

パブリック・コメント制度以外に公聴会等の適切な意見聴取の施策が講じられて策定される施策などについて適応除外といたします。

3. 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定及び改廃

市民からの直接請求により条例の制定及び改廃の請求を受け、議会に上程する場合であり、有権者の50分の1の請求によるものであることから民意の反映がなされているものと判断し、適応除外としました。

4. 実施機関の裁量の余地がない

規制条例制定等において国が全国統一の基準等を設けようとする場合で、自治体の裁量の余地がない(少ない)ことから適応除外といたします。

5. 決定が迅速、緊急を要するもの又は軽微なもの

災害や緊急事態により市民生活に影響を与える規制等を短期間に策定する場合、及び大幅な改正を伴わないものや基本事項の改正をとみなわないものは、適応除外といたしますが、単に事務的な策定手続きの遅れによりパブリック・コメント制度の時間がとれないというのは認められません。

(案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げるもの(以下「計画等」という。)の決定を行う前の適切な時期に、その案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の公表を行うときは、併せて次に掲げるものを記載した資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 計画等を策定する趣旨、目的及び背景

(2) 計画等の案の概要

(3) 計画等の案に関連する資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量に及ぶ場合は、その概要を公表するとともに、その閲覧又は配布の方法を明らかにするものとする。

(1) ホームページへの掲載

(2) 市報への掲載

(3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

(4) その他実施機関が適当と認める方法

1. パブリック・コメント手続は案の公表から始まります。そのために必要な事項、時期(政策決定の1~2月前)、公表内容(案の骨子及び資料)、公表方法(ホームページ、市報、指定場所、その他)を規定しております。

特に、公表方法については、まず、市報、ホームページで充分周知するとともに、ホームページ上に専用ページを開設し、制度が浸透するよう努力する。

(意見の提出)

第5条 実施機関は、おおむね1月間を当該実施機関が定める期間として、前条の規定により公表した計画等の案について、市民等から意見を募集するものとする。

2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

3 意見を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者の氏名)並びに実施機関が定める事項を明記しなければならない。

4 実施機関は、前条第1項の公表を行うときは、意見の提出方法、提出期間及び提出先を明らかにするものとする。

1. 意見募集の周知及び意見提出等を考慮し募集期間を原則1月間としました。また、募集方法は文書による提出とし、電話・口頭による提出は想定していません。

2. 市民等に責任ある意見等を求める趣旨から、住所、氏名(団体にあつては団体名)等の記載を求めるものとします。

(提出された意見の処理等)

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して計画等の決定を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の決定を行ったときは、速やかに次に掲げるものを公表するものとする。ただし、意見を提出した者の住所、氏名その他鳥栖市情報公開条例（平成12年条例第40号）第6条各号に掲げる情報に該当するものを除く。

(1) 決定した計画等の内容

(2) 提出された意見の概要

(3) 提出された意見に対する実施機関の考え方（案の修正を行ったときは、その修正内容を含む。）

3 前項の規定による公表の方法については、第4条第3項の規定を準用する。

1. 処 理

意見募集終了後、取りまとめて整理し、策定しようとする計画等に提案者の意見が合理的に反映できるか検討し、最終的な意思決定を行う。なお、条例等については、「法制審査委員会」に諮った上で、議決を要するものについては、議会へ上程する。

2. 公 表

公表は、決定した政策等の内容、提出された意見の概要、意見に対する考え方とし、提案者に対する個別回答は行いません。また、公表において、提案者の住所・氏名の公表は行いません。さらに、提案内容が募集内容に反するものや単なる誹謗中傷等の内容については、この制度における提案としては取り扱いません。

公表の方法は、市報等で周知し、専用のホームページ上で公表するものとし、インターネット環境が無い提案者等を考慮し、その他の方法により情報入手できる方法を考慮します。

(実施状況の公表)

第7条 市長は、パブリック・コメント手続の実施状況に関し次に掲げる事項を示した一覧表を作成し、ホームページへの掲載により公表するものとする。

(1) 計画等の案件名及び概要

(2) 意見の提出期間

(3) 計画等の決定時期

(4) 計画等を所管する部署及びその連絡先

1. 制度対処となった案件概要、意見の提出期限、政策等の決定時期、実施機関の部署及び連絡先について、実施状況一覧表として専用のホームページ上で公表します。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

1. この要綱に定めるもののほか、制度の円滑な運営に必要な事項があれば、別に統一的なルールを定めます。

附 則

1. この告示は、平成19年4月1日から施行する。
2. この告示の施行の際、現に立案過程にある計画等については、この告示の規定を適用しないことができる。

1. この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行にあたり、現に案の策定過程にある計画等については、スケジュール等に配慮し、この要綱は適用しませんが、可能な範囲においてこの手続を実施します。